

明治末期「浮浪者」問題の所在とその論議

中西良雄

<目次>

序 課題と前提

一 「浮浪者」問題の背景

二 「浮浪者」(日雇層)の類型と実態

(一)「浮浪者」(日雇層)の類型

(二)「浮浪者」(日雇層)の労働と生活

三 「浮浪者」問題論の展開

結びにかえて——大逆事件の衝撃

序 課題と前提

ここで取りあげる「浮浪者」問題が熱心に語られた明治末期とはどのような時期であったか。たとえば、政治思想家の橋川文三は地方改良運動を論じるなかで、明治国家体制の成立以降、「政治と経済、社会と人心の全局面にあらわれた広範な機能不全、……アノミー」の現象が最初に露呈した時期であり、明治国家は、それまでの政変的な危機とは性格の異なる、国家統治上の深刻な危機をこのときはじめて経験することになったと指摘している⁽¹⁾。その機能不全、アノミーは、日露戦後の民衆世界における「政治権力と権威に対する一般的アパシーの蔓延」⁽²⁾がもたらしたものであった。

明治末期におけるこうした統治機能の不全を回復すべく、政府官僚とその周辺がとった措置の一つが地方改良運動であるが、それと雁行して、同じ狙いのもとに都市部を中心に展開されたのが感化救済事業であった。本稿では、そのアノミーやアパシーに対する強い危機感の醸成に「浮浪者」問題が大きくかかわっているという見通しのもとに、都市下層における「浮浪者」問題について考察をくわえるが、その焦点は、「浮浪者」問題とはなにを指し、感化救済事業に指導的にかかわるものたちが

いかなる「浮浪者」(問題)観をもっていたか、という点にあてられる。また、そのことをとおして感化救済事業の性格についても再検討していきたいと考えている。感化救済事業の領域でこの問題を対象とするのは、宿泊救済事業や労働紹介事業などとされている。しかし、当時そのなかで、いまではほとんど触れられることのない「浮浪徒処分事業」や「浮浪者収容所」なるものが構想されており(次稿で詳論の予定)、そこから感化救済事業の別の側面をみいだすことができるだろう。

そもそも、古代以来の歴史をもつこの「浮浪」や「浮浪人」という名辞には、それぞれの時代状況を色濃く反映した意味内容が付与されてきた。たとえば古代律令体制下で浮浪とは、戸籍との関係で規定され、公民の「不法な在在」、つまり本貫地から離れ、不法に他所に在る状態を意味するとされている⁽³⁾。しかしとりあえず、浮浪とは、第一義的には居所を軸とする空間的な流動性に着目した概念であるとはいえるだろう。いつの時代にあっても、秩序の守護者たちが浮浪に敏感な反応を示すのは、不定型な「流動」に反秩序や反倫理の予兆を感じとるからにちがいない。空間的な「流動」の背後に意識(秩序意識)の面における「流動」(離脱や剥落)の発生を想定しているからである。近代に至って、こうした浮浪(者)観はますます圧倒的となり、その一方で、浮浪や流浪に零落と聖性の二重性をみえてきた豊かな精神史は、ほとんど遍塞させられたといえよう。

その近代の、ここで考察の対象とする時期においても当然ながら、こうした一般的な「浮浪」概念と時代に刻印された特有の意味合いとの関係が問われなければならないが、そこまで射程をのぼすことはできず、ごくわずかふれるにとどまった。当時の「浮浪者」問題の一面を社会事業史の立場から光をあてることを当面の課題とし

たい⁽⁴⁾。

さて、本論に入る前にまず、その前提となる「貧民」の概念に関して、この稿にとくに必要と思われる所説に限り、ごく簡単な整理をおこなっておこう。

都市下層社会における「貧民」なるカテゴリーは、ひろく知られているように隅谷三喜男が『日本賃労働史論』(1955年)において確定し、以後の研究にもっとも大きな影響を与えることになった。それによれば、明治期の下層社会を構成する三つの社会層のうち、「貧民」とは、「貧民窟」に居住する人力車夫と職人の手伝、その他の日雇労働者、すなわち「不熟練筋肉労働者」を中核に構成され、その生活が家族労働によって辛うじて維持されているような層であり、職工をも含んだ定職をもつ「細民」、被救恤層である「窮民」と明確に区別される⁽⁵⁾。浮浪者という言葉によって一般に喚起される像と異なり、明治末期に「浮浪者」の「問題」という視線でとらえられた社会層は、以下で詳述するように、その底辺に被救恤の窮民を含みつつも、おもにはこの貧民層なのである。

日露戦後から第一次大戦ごろまでの「都市貧民」についても、各研究者がそれぞれの視座から異なった表現をあたえている。いずれにしてもその眼目は、社会政策・労働問題研究からは、下層社会から工場労働者が分離独立する点にあり、労働運動・民衆運動研究からは、労働者の階級としての運動(闘争)と都市貧民層を中心とする「騒擾」との差異、およびその両者の関連をいかに評価するかにかかっている、といえるだろう。たとえば同じ隅谷三喜男は、労働市場形成の歴史的な分析を通して、貧困という生活状態からでなく、就業関係・社会関係から規定して「(都市)雑業層」という概念を提示している。その具体的な内容は、零細企業労働者、家族労働者、「人夫・日雇層その他雑業」に従事する者とされ、「かれらは明治以来一般に貧民層と呼ばれ」ていたと述べている(『日本の労働問題』1967年)⁽⁶⁾。この雑業層に対比されるのは、近代的または本来的「賃労働者」ということになる。

「都市下層」について「どういうトレンド(傾向変動)がみられるか」という問題関心から、内務省細民調査を詳細に分析することによって明治末期都市貧民の状態を詳細に解明したのは、津田真徹の『日本の都市下層社会』(1973年)である。そこで、「貧民窟」住民を職業によって分類し、その中核的構成員を「力役者(群)」と概括した。具体的には人力車夫・車力・日雇人夫などに、大工・左官などの土木建築業従事の職人を加えたものとされる⁽⁷⁾。この「力役者(群)」とは、貧民層(雑業層)のうち、生産的性格をもつ工業従事者を除外した概念と

いえる。

同じように、政治史研究の宮地正人は、前述の隅谷による「貧民」概念を援用しつつ、自らは「都市貧民」と呼称している。生活の窮乏だけでなく、かれら自身のいわば自己意識を強調するという意図をこめたこの用語は、宮地の政治史論のなかでとりわけ重要な意味をもっている。日露戦後以降、明治国家が最大の社会問題を「工業労働者そのものの中にある」というよりも「むしろ『都市貧民問題』としてとらえられていた」(『日露戦後政治史の研究』1973年)⁽⁸⁾とみるのが、著者の基本認識だからである。また宮地は、「日露前後の社会と民衆」(1970年)で、「都市民衆騒擾期」のなかに感化救済事業の意図と内容を明確に位置づけてもいる⁽⁹⁾。

ここまできてわれわれは、社会事業史における感化救済事業とその対象に関する政治・社会史的な枠組みをはじめと与えられ、自己完結的な「感化救済事業だけの歴史」が、近代政治・社会史のなかの有機的な関連のなかに開放されることになったといえよう。都市貧民問題の一環として「浮浪者」問題を捉える本稿も、基本的にこうした史的パースペクティブに依拠しつつ展開される⁽¹⁰⁾。

一 「浮浪者」問題の背景

まず、救済事業の関係者によって「浮浪者」問題が論議される契機や背景を、ここでは以下の点からみておきたい。第一は、日露戦争以降の下層社会における失業問題である。

日露戦争のさなかの1904(明治37)年、孤立無援の非戦論を展開していた週刊『平民新聞』は、戦争が窮民を生みだしている状況も繰り返し告発していた。たとえばその第27号(同年5月17日)では、東京日本橋のある大手の雇人口入所では、150名から160名の求職者に対して、5名ないし6名しか斡旋できず、また、「日雇人足」の集中している本所区の小規模口入業者などでは、1カ月にわずか2人にしか紹介できずにいる。また、そうした失業者の多くの行く末をみると、「其一半は行旅病者」となって東京市養育院に収容されているが(同年4月1日から同月25日までの間に100人以上)、さらにその「十倍廿倍する人数の路傍に惨死しつゝある」⁽¹¹⁾と怒りをもって訴えている。

こうした記事に応えるかのように、その翌月、内務省地方局囑託であった留岡幸助は、戦争が下層社会及ぼしている影響を知るために、東京の貧民地区を調査して、戦時社会問題の所在を論じた。政府の救済事業の分野では、同年4月の下士兵卒家族救助令(勅令第94号)公布

にみられるように、軍人救護問題が最大の課題とされ、「挙国一致」を旗印に国民を動員、帝国軍人援護会の設立が「国民的事業」（設立趣意）であるとさかんに喧伝されていたところである。留岡はしかし、『警察協会雑誌』に寄せた「戦時と下層社会」と題する論稿で、それは小問題にすぎないと断言する。

軍人家族救護の実に大切なることを熟知せざるにあらざれども此事業の如きは比較的小問題に過ぎざると。然らば大問題とは何ぞや。余の見地よりすれば、職業を失ひし労働者を如何にするかと云ふこと……即ち「戦時と失業者」なる問題は社会的方面に於て最大問題たらずんばならず⁽¹²⁾。

さらに、現下の官民あげての軍事救護事業と同様な「熱心」をもって、よりいっそう「重大な問題」、つまり「下層社会の失業」に対処しなければならぬと力説し、「貧民窟」がいま「危険極まり」⁽¹³⁾ ない状況にあると、平民社社会主義者たちとは逆の方向から注意を喚起したのであった。こうした留岡らの警告——ただし、その警告の方向は、内務省がしきりに注意を促しているのに、社会のほうは一向に冷淡だというものであるが——にもかかわらず、何の措置もとられなかったばかりか、日露戦後の民衆をまっていたのは、重税のさらなる強化と物価騰貴・インフレーションであった。失業問題はますます悪化し、『平民新聞』廃刊後、それを引き継いだ社会主義誌『光』も「戦後失業者の数日々に増加し、其総数將に七、八十万の多きに達せんとす」⁽¹⁴⁾ と訴えつづけた。

「浮浪者」問題とは、かれらの就業の面からいえば、まさにこうした都市貧民層の失業・半失業問題の、可視的な一表現であった。

つぎに挙げなければならないのは、人口の都市集中であり、それによる下層社会の肥大化である。

独占資本の形成期とされる戦後資本主義の飛躍的發展は、都市の様相を大きく変え、しかもその変貌は構造的なものであった。人口の都市集中は、産業革命期以降いっそう顕著になるが、日露戦争を経て、さらに加速度的に進行した⁽¹⁵⁾。東京市の膨脹はとくに激しく、1901（明治34）年に現住人口163万余であったものが、日露戦後の1906（明治40）年には200万を超えた。これは同年の本籍人口の1.9倍にあたった⁽¹⁶⁾。その急増ぶりに恐怖さえおぼえた石川天涯は「東京が毎年八、九万づつも膨脹していく……それは皆地方から血気盛な勇氣勃々といふ連中が……東京に這入つて来るからの事である」⁽¹⁷⁾ 語っている。ここでは、その数の多さだけでなく、後述するように、流入者が「血気盛な……連中」、すなわち青壮年層であることに留意しておかなければならないが、そ

うした都市流入者の第一次的な受入れ先となる旅人宿・下宿・木賃宿は、1911（明治44）年末、東京市内でじつに2,888軒、その宿泊人員合計は89万3,355人⁽¹⁸⁾ にのぼっている。

横山源之助が「日本のイーストエンド」と形容した本所・深川両地区の戦後人口は、1904（明治37）年から1912（大正元）年の8年間で、それぞれ3万余人、5万4,000人の増加を示している。しかもその人口の2割5分は、「区費を負担せぬ者で、人夫、車夫、日傭等を業とし、月収二十円以下若しくは家賃三元以下の家に居住」⁽¹⁹⁾ する「細民」、すなわちさきの概念区分でいう貧民であった。また、内務省細民調査に先立つ1911（明治44）年6月の東京市調査によれば、本所区の「細民概数」は3万5,000人で、区人口の21.4パーセント、深川区では同じく3万人で、25.4パーセント⁽²⁰⁾ を占めていたのである。かつて『日本之下層社会』（1899年刊）に描いたときから大きく変貌してしまった東京の様相を、12年後の1911年に横山源之助自身がこう報告している。

総じて日清戦役前後には鮫ヶ橋等の外全く見なかつた檻樓の世界が、今や巢鴨に大塚に板橋に日暮里に三河島に千住に発散したのは今日の状況である。他方では工場職工工場附属の人足又は例の燕の如き放浪人足は深川木場の場末に拮つてゐるのである⁽²¹⁾。

明治40年代のスラムの拡大だけでなく、後述するように「浮浪者」の核心と見なされた人足層、なかでも「工場人足」や「放浪人足」（いわゆる「立ん坊」）と呼ばれた人々の増加も書き留められている。

内務省を中心とする政府官僚や民間の救済事業関係者によって、こうした動向がいわば「貧民の浮浪化」として認識されたことから「浮浪者」問題論議は始まるといえる。同時にそのことは、それ以前の産業革命期における都市流入人口と都市貧民の問題に対する認識からの大きな転換であったことにも注意しておかなければならない。「貧民の浮浪化」に対比させていえば、従来のそれは「貧民の行旅病者化」として捉えられていたと考えられるからである。

賀川豊彦がわが国の「浮浪徒」問題は、1901年頃から注意されだしたと述べている⁽²²⁾ が、その当時問題視された「浮浪者」とは、おもに家族員を伴った「行旅病者」であった。1899（明治32）年3月に「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（法律第九三号）が制定され、行旅病人本人だけでなく、かれが連れている子供（「行旅病人ノ同伴者」同法第二条）の救護を含まざるを得なかったのはそのためである⁽²³⁾。別ないい方をすれば、かれらは「浮浪化」する間もなく、短期間で疾病と死亡に追込まれ

ていたのである。1903年12月の『東京市養育院月報』に報告されているように「最も短きは上京の当日に於いて早くも道途に病倒し、若くは飢餓に瀕して送致せらるゝあり。長きも二、三箇月乃至半年内外にて直ちに本院の厄介となるもの比々皆なえ……」⁽²⁴⁾ という状況であった。

その背景に、産業革命期における農民層分解による農民流失の特質とされる小作貧農の緊急脱出的な挙家離村(つまり家族連れ)をよみとることができるだろう。それに対して、「貧民の浮浪化」と捉えられたと考えられるこの時期は、農民流失の中心を占めるのが中農層や貧農層の二・三男(「血気盛な」青年層)だったという独占資本形成期⁽²⁵⁾に対応している。

二 「浮浪者」(日雇層)の類型と実態

(一)「浮浪者」(日雇層)の類型

ここで、明治末期における「浮浪者」問題とは何であり、「浮浪者」「浮浪(の)徒」(鈴木文治や沼波政憲らはとくに「浮浪人」と呼称していることにも注目したい)とはいかなる人々を指していたのかという、最初の問いに立ち戻らなければならない。「浮浪者」は論者による「浮浪」認識の相違やこの時代と社会に対する危機意識の深淺などによって相違があるものの、すでにそのおおよその輪郭を示してきたように、当時はかなり明確に上述の社会層のある一部を意味していたのである。

当時、東京朝日新聞記者で、この問題に深い関心を寄せていた鈴木文治は、日雇層の住居の面に着目し、(一)木賃宿の止宿者、(二)親方のもとで「人夫請宿」に止宿する者、それに(三)「同じ人足の家に同居して居る者」を加え、それらを「浮浪人」と定義している⁽²⁶⁾。また、就労の面からは、東京深川の第二無料宿泊所主任であった沼波政憲が次のように「浮浪人」を分類している。

大別して先づ二種類に分ける事が出来る、即ち一は、常備で勤務先が定まつてゐる労働者である、其中には瓦斯会社とか電燈会社、或は電話局等の人夫等もある、それから最う一つは大阪では之を『鼻引』といふが、東京では之を立ん坊とか『軽子』と云ふ、こんな連中が多い⁽²⁷⁾。

あらためて言えば、ここで「浮浪者」とは、「本来のルンペンプロレタリア」(『資本論』第1巻7編)としての「乞食」「浮浪者」などではなく、都市下層の主要な社会層を形成していた不熟練職種の日雇労働者、とくに「工場人足(人夫)」を始めとする「日雇人足」やその最底辺に位置する「立ん坊」のことをおもに指している。また、日雇労働者は住居によって、スラムの長屋などの

居住民と上記の木賃宿・人夫請宿などの止宿人に区別されるが、「立ん坊」は主として木賃宿を住まいとしていたので、その就労や居所における流動性と街頭における可視性の高さの両面において最も注視されたのであった。

日雇層の人足は、ふつう「常雇人夫」と「臨時人夫」に分類されたが、前者は親方の部屋住まいのもの、後者は「随時人夫」ともいい、人夫募集人によって集められる労働者である⁽²⁸⁾。ただし、沼波が上の引用での上の「常備」とは、工場人足を中心に、就労先が比較的固定した日雇人足総体を指している。もちろん、「常備と云つても不景気になって仕事がなくなると皆かゝるこに商売換えする」(傍点、原文)⁽²⁹⁾という、きわめて不安定なものではあった。このような「浮浪人」が、鈴木によれば東京でおよそ二万人(明治末)、沼波の計算によれば同じく三万人から五万人(大正初頭)にいたとされている⁽³⁰⁾。

「日稼人足」と称された日雇人足の明治中期における諸類型は、横山源之助によれば、(甲)道路工事に従事する人足、(乙)もっぱら土木工事に従事する土木人足(土方)、(丙)会社に使役される人足、すなわち「職工以外にして、尚工場に出入りする人足」、(丁)大工・左官などの職人の下に属する手伝人足、(戊)運送人足で、車力や仲仕人足、(癸)「立ん坊」、の6種に整理されている⁽³¹⁾。そのうち、土木人足や運送人足は、親方・子方制のもとに組み入れられ、手伝人足は直接職人に雇用される。(甲)道路人足・(丙)工場人足は、これらと異なり、会社・官庁から請負師・用達会社、さらに部屋頭・棟梁・親方・日雇へと複雑な経路に編成され、苛烈な中間搾取の体系に支配されていた⁽³²⁾。

日清・日露戦間期からすでに東京の「細民最も多数なるは言ふ迄もなく日傭人足」(『労働世界』1897年4月)であったが、戦後の大都市の工業発展にもなって、工場人足はその数を増し、かれらが貧民層の、そして沼波政憲がいうように「浮浪人」の中核的構成員とみなされていくのであった。東京で常時10人以上の職工徒弟を使用する私営工場についてみれば、1909(明治42)年、男女「労働人夫」数1,660名が、1912年には2,339名に増加している⁽³³⁾、全国的にも1908年の「工場労働人夫」(10人以上工場)約15万人から、1912年にはおよそ1万人が増加したと推計されている⁽³⁴⁾。日雇層自体もまた「近代化」(隅谷三喜男)していったのである。

(二)「浮浪者」(日雇層)の労働と生活

日露戦後社会における日雇層の主要なあり方は、前述

のように「工場人足」であり、「立ん坊」であったが、まず工場人足の生活から、鈴木文治の「浮浪人の一日」と題するルポルタージュによってみておこう。同じ時期の内務省細民調査などでは浮び上がってこない、かれらの労働と生活の実相である。

中には自堕落な寝坊もあるが、早い者になると毎朝四時か五時頃には扱親方の戸を叩いて仕事の斡旋を頼む。仕事があれば親方は彼等を其仕事に送る。仕事先といふのは今の処電話局、東京瓦斯、東京電燈此四ヶ所が多い。仕事先に着くと係の者が其日の仕事高に応じて人足を振り分ける。之を点呼といふ。併し其日に依つて仕事の多少があるから人足の余剰を生ずる時もあり、不足を生ずる時もある。余つた者は排除せられる。之をアブレと言ふ。足らぬ時は夫れ夫れ元親方から下親方と順々に命を伝えて夫の買出しに出掛ける。……アブレタ者は仕方がないから宿に帰つて川越チャブ〔米飯の食事ができず、廉価な焼き芋で空腹を満たすこと⁽³⁵⁾〕位で一日を過すもある。又俄か立ん坊となつて車の後を押すもある。〔中略〕

一日の賃金は一樣ではないが、大抵一人当四十銭、これで三食に屋根代〔木賃宿宿泊料金⁽³⁶⁾〕、草鞋代以外に煙草代を支払へば残る所は殆んど無い⁽³⁷⁾。

〔 〕内は引用者、以下同様)

なお、このとき、同じ「瓦斯及び電燈会社」の職工の平均月収は20円から25円⁽³⁸⁾で、日給にすれば71銭から89銭(平均労働日数とされる28日で除した)となり、工場人足の賃金のほぼ二倍に近い。

つぎに、沼波政憲が「浮浪人」の第二類型にあげた「立ん坊」とは、物品運搬に従事する「車力の下に附属する一種の人足」⁽³⁹⁾のことである。大正期のころまで、都市内や近郊を結ぶ運輸手段は、もっぱら大八車など人力に依存していた。そこでかれらは、道路の周辺に待機していて、荷車挽きの依頼によってその後押しをし、その距離に応じた賃金を得る。この他、定期的に魚市場・青果市場で仕事につく場合もあった⁽⁴⁰⁾。明治30年代初頭の「立ん坊」は、横山源之助によると、1日の収入は一定しないが、10銭、時に20銭、労働時間は、日に2時間以下しか働かないという。かれらの居所は、冬には木賃宿、夏は公園で「巡査の来り咎むる不安」のもとで眠っている。いずれにしても、「立ん坊」の行く末は東京市養育院に送られる「旅行病者」となる他ない存在だとみなされていた⁽⁴¹⁾。

明治中期の横山の調査につづいて、明治末期の「立ん坊」の生活状態を知るには、やはり同じ鈴木文治の報告

に依らなければならない。ここでは、一連の記事のなかから、かれの踏査の「助手」となった一人の「立ん坊」の「日記」を取りあげよう。木賃宿住まいの「立ん坊」を対象とした詳細な調査記録は他に例がないからである。しかもこれは、鈴木の手がはいっているとはいえ、根幹部分が「立ん坊」自身によって記述されたものと考えてよからう⁽⁴²⁾。その意味でも貴重なドキュメントといわなければならない。

〔明治四三年〕十二月八日 朝七時半頃業平町〔本所区〕栃木屋〔木賃宿〕を出立つ〔中略〕浅草電車通りより両国に來り公園近所に二時間程立ちしも更に仕事なし。夫れ浜町河岸を経て江戸橋魚市場へ來りしも是又なし。此処にて知人の立ん坊二人に遇ひ三人連れ立ちて万世橋方面に行く途中、材木を積みたる王子方面行の者に遇ひ同地迄二十銭の約束にて行く。途中黒門町にて宇都宮行の生鮭を積みたる車に出遇ひ上野停車場迄五銭で行く。此日は七時頃迄諸所徘徊したるも遂に五銭にてお分れ。実に困却致方なく花町〔本所区〕に來り万年屋〔木賃宿〕に一泊の事に決す⁽⁴³⁾。

これが、一般に「敢えて仕事を見付けやうとするものでもなく、終日日向に立ち尽くし仕事の転んで來るのを待つている」「最も怠惰なもの」⁽⁴⁴⁾とされていた、「立ん坊」の一日なのである。この日、かれの労働時間は12時間ちかく、収入は計25銭。木賃宿宿泊料を内務省調査の平均値から仮に8銭とすれば⁽⁴⁵⁾、残りの14銭で食費・草鞋代その他を賄わなければならない。

「立ん坊」1日の収入(1910年12月、東京)

| 日 | 収入 | 仕事の内容 |
|--------|--------|-------|
| 第一日目 | なし | (病気) |
| 第二日目 | 25 銭 | 車の後押し |
| 第三日目 | 45 銭 | 手伝人足 |
| 第四日目 | 5 銭 | 車の後押し |
| 第五日目 | 40 銭 | 同上 |
| 第六日目 | 40 銭 | 同上 |
| 第七日目 | 40 銭 | 同上 |
| 第八日目 | 15 銭 | 同上 |
| 第九日目 | 21 銭 | 同上 |
| 第十日目 | 28 銭 | 同上 |
| 第十一日目 | 37 銭 | 同上 |
| 第十二日目 | 5 銭 | 同上 |
| 第十三日目 | 10 銭 | 同上 |
| 一日平均収入 | 24.5 銭 | |

前の表は、この全39日分の「立ん坊」の「日記」から収入に関する記載のある13日分を抜き出したものである⁽⁴⁶⁾。

これによると、その不安定な収入の一日平均は24.5銭であるが、大正初頭大阪の「立ん坊」の場合でも平均20銭から30銭、ときには5銭から10銭とされている⁽⁴⁷⁾から、ほぼこの層の一般的な収入額とみなしてよいだろう。当時の車力・人力車挽きなどの「力役者」の平均日収は、46.6銭から50銭と計算できる⁽⁴⁸⁾から、かれらのほぼ5割の低収入であることがわかる。

また、以下は、同じく鈴木が「助手」の「日記」続編という形で統一基督教弘道会の『六合雑誌』に発表したものであるが、その「立ん坊」が石工（職人）の手伝人足になったときの様子で、前述の中間収取の実態が詳細に語られている。産業予備軍のさらに予備軍である「立ん坊」は、このような日雇人足の仕事にさえ、まれにしか就くことができなかった。

[明治四四年十一月] 仕事はなく廿九日始めて「オカメヤ」[後出の飯屋の屋号]の[紹介した]仕事に行きたるに芝区田村町、佐久町芝園町際等の巡査交番所の移転仕事なれども、石の仕事は少なく、一つの交番を四人にて持つ行くこと故なかなか老年者などには困難なる仕事なり……午後の三時半頃終り五拾銭を貰ひ帰宿せり、元方より六拾五銭の払出の由なれども、三段位は頭[ピン]をはね其上オカメヤにても五銭取る由。実に不都合なる遣方なり。人夫請負業ならば兎も角メシヤが本業にして宿屋でもなきに、自宅にも人夫を泊め置き宿銭を取り、又其上に仕事の頭迄もはねるとは実には下等労働者の生血を吸ふて生活する者共なり⁽⁴⁹⁾。[原文の圈点、略]

この場合、合計15銭がピンハネされていることになるが、こうした悪辣な中間収取が口入業者・人夫請宿にとどまらず、下層社会の隅々まで網の目のようにはりめぐらされていたことも留意しておかなければならない。

さらに、鈴木文治は、かれらの主要な「雇先」であった官庁・会社についても調査しているので、その一部を掲げておくと、つぎのとおりであった。

(中央電話局)

元払・45銭……労働者現受高・35銭 [差額10銭]

(東京瓦斯会社)

元払・55銭……労働者現受高・35銭 [差額20銭]

(東京電燈会社)

元払・50銭……労働者現受高・34銭⁽⁵⁰⁾ [差額16銭]

「浮浪者」問題論の枠組みでも検討された救済事業としての無料労働紹介や宿泊救護の事業は、こうした闇に

切り込もうとしたものであるが、その数は微々たるものにすぎなかった。いずれも労働紹介と宿泊救護事業を兼営であるが、1911（明治44）年末現在の東京では、東京市養育院付帯事業であった公立の東京市浅草職業紹介所（浅草区）と同芝職業紹介所（芝区）の二カ所、民間事業としては、無料宿泊所（本所区）・第二無料宿泊所（深川区）、浄土宗労働共済会（深川区）、救世軍月島労働寄宿舎（板橋区）・救世軍無料宿泊所（浅草区）⁽⁵¹⁾をあげ得るのみである。

三 「浮浪者」問題論の展開

こうして日雇労働者層の問題は、日露戦後、きわめて深刻な社会問題として浮上してきた。さきにふれたように、当時の支配層において、資本主義発展が生み出す最大の社会問題は、工場労働者のなかにあるというよりも、むしろ「都市貧民問題」にあると捉えられていたのは、都市民衆運動や騒擾の実行部隊の中核に日雇労働者層が存在していたからである。日比谷焼打事件の際に、「浮浪者」の典型とみなされた日雇層底辺の「立ん坊」たちがその生活の不満と怒りを爆発させていたことは、そうした危機感を深める象徴的な事件であった⁽⁵²⁾。

救済事業の関係者にとっても「浮浪者」の問題は、もはや「一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル」（警察犯処罰令・第1条3号）浮浪者だけの問題ではない。大阪で浮浪者対策の先頭に立っていた天王寺警察署長・長尾長八が、救済事業研究会における講演で述べているように「茲に云ふ所謂浮浪者とは、今日の行政的見地より見て、最う少し広い意味」⁽⁵³⁾を有していたのである。官民の救済事業にかかわる当時の言説のなかで、その広い意味について最も端的に、あるいは最も率直に明かしているのは、大阪職業奨励会の創設者・渡辺干城の見解である。講演記録「職業奨励会の経営に就て」⁽⁵⁴⁾よれば、かれ自身がその収容授産施設で世話しているような壮年の「血気盛んな「浮浪者」あるいは「無職者」のなから、つぎのようなものが生まれるとされた。

(一) 窃盗犯や放火犯などの犯罪者

(二) 伝染病の媒介をなす者

(三) 「社会共産主義者」とかいふ者

このような公安治安、公衆衛生、国体の秩序など、この時期の国家と社会に対する主要な危険のすべてを体現しているのが「浮浪者」なのであった。それは、個々の危険の総和というのではなく、総じて国家と社会のアノミー化という危機の源泉が「浮浪者」にあるといたったのであろう。留岡幸助が「浮浪徒」と失業者を大気中

の「一種の病毒即ちミアズマ」にたとえ、「国家の安固が弛緩する時」(アノミー化)それが社会を茶毒すると述べている⁽⁵⁵⁾のと同じ発想である。かれらに限らず、他の論者も(一)や(三)に関する危機感から、「社会ノ自衛上」⁽⁵⁶⁾、「社会公安上」⁽⁵⁷⁾あるいは「国家治安の上」⁽⁵⁸⁾などとさまざまな表現を用いて社会防衛の必要性を説いていたが、ここでは、内務省地方局囑託として感化救済事業を指導していたその留岡幸助を例に、この問題の論理をもう少し詳しくたどっておこう。

前述したように、日露戦時下、「戦時と下層社会」と題して「失業者」問題を提起していた⁽⁵⁹⁾留岡は、戦後になるとこれを「浮浪徒と失業者」問題と捉えなおした。問題の性格についても、戦時下での「社会的方面」の問題という表現から、「国家治安上」・「国民風化の上」の問題と転回し、その面で恐るべき結果をもたらしかねないと論じた⁽⁶⁰⁾。戦後明治国家を支える柱である「治安」と「風教」(国民の秩序意識や道徳の側面)の危機を痛感したのである。その変化の契機は、留岡の場合もやはり日比谷焼打事件であって、かれにいわせれば、同事件は「平和問題に不満を懐くの徒」の「蜂起」にほかならなかった。

留岡はある意味で、この明治期最大の民衆暴動の本質を見抜いていたといえる。「浮浪徒と失業者」がこの蜂起の「手足」となり、『江戸の敵を長崎で討つ』と云ふが如き意味合を以て、騒乱を極めたるの形跡』があるとみていたのである。だから、「浮浪徒や失業者の処分の一日も忽諸に付す可らざるを知る」べきだと警告し、「乞食狩」などと称して管轄外へ放逐するだけの従来の警察による「浮浪徒対策」はまったく無効だと宣告した。そこで、西欧諸国の「浮浪徒処分」策を紹介しつつ、以下のような提案をしている。

その第一は、大都市に公私団体による労働紹介所を設立することである。また、とくに日露戦争の復員兵士たちを、軍人家族救護にあたった全国的組織である愛国婦人会や帝国軍人援護会などが職員として雇用するよう求めた。

提案の第二は、市町村による土木工事、「農業的工事」の企画である。農業的工事とは、耕地整理、荒蕪地の開墾などで、その実例として、1905(明治38)年の夏期低温による東北大凶作の際に、宮城県で採用された救済策の一つである「耕地整理」を挙げている。

第三には、樺太および「満韓」への「失業者、浮浪徒植民制度」の推奨であり、最後に、ドイツやスイスなどで実施されていた「失業保険金庫」の設置を提唱している。

これらは、その後失業救済対策として論議されるものをほぼ網羅していて、感化救済事業・社会事業の範疇の失業救済、経済保護事業論の源流という意味で興味をひくが、かれがその提案にこめた狙いは、最後の一点を除いてさきの渡辺干城による典型的「浮浪者」観にほぼ一致している。すなわち、上記の策を実施した場合の「利益」として「(一)盗難を減少し、(二)無益有害者を化して世益を図り、(三)荒蕪地を開拓して生産を興し、(四)都市及村落より浮浪徒を掃攘するは風俗を善良ならしめ、(五)人道擁護に貢献すること多大なり」と結論づけるのである。文脈上付足しのようにも思えるが、(五)の「人道擁護」の点にキリスト教人道家の面目がわずかにたもたれているといえるかもしれない。また、少年感化事業の先駆者たる留岡が、おそらく最も深い関心をはらっていた犯罪との関係では、失業者が「浮浪徒」に变じ、その「浮浪徒」が犯罪者になると考えていたから、犯罪防止のためには「浮浪徒」対策を、さらにその「浮浪徒」を出さないためには失業対策が必要だと展開されている。こうして最終的には、抜本的な失業対策の必要性が前面に打ち出されることになったのである。

しかし、大逆事件の発生が様相を一変させることになる。

結びにかえて——大逆事件の衝撃

明治国家の権威と権力の根幹を揺るがせた大逆事件⁽⁶¹⁾は、各方面に激甚なる衝撃を与え、多かれ少なかれ、慈善救済事業や感化事業の誠実な実践を通じて、天皇制の価値を体現できると信じていた明治の社会事業家をも震撼させずにおかなかった。この事件は、「実に我日本の歴史に一大汚点を止めた」もので、その発生以来「私は我国運の前途如何といふことを非常に感じまして唯呆然」とするばかりだと、その心情を吐露したのは、社会政策・救済事業の指導的立場にあった桑田熊蔵であった。かれはさらに、こうした危険思想の防遏には「モウ社会政策の実行、慈善救済事業の実行」⁽⁶²⁾以外に有力な方途はないと断言した。そうした危険思想の想像上の担い手のなかに、さきの渡辺干城の言葉でいえば、「社会共産主義者」の母胎としての「浮浪者」があった。こうした危機感のなかで、新たな局面をむかえた1911(明治44)年——幸徳秋水らの大逆罪による処刑の年——は、沼波政憲によって「浮浪者の年」⁽⁶³⁾と命名された。第二無料宿泊所の沼波は、大逆事件で囚われた幸徳秋水らの処刑に立ち会った東京監獄の教誨師だったのである。

「浮浪者」問題論の転換は、一つには、つぎのような形をとって現われた。

「唯だ形が乞食であり浮浪であるといふことのみによつて、同じ筆法の措置をなす⁽⁶⁴⁾」ようであつてはならない、という指摘にみられるように、従来の漠然たる「浮浪者」概念を詳細に検討・分類し、それぞれに応じた措置を考へるといふ試みである。この種の議論を先導したのは、当時内務省地方局事務取扱を囑託され、欧米の感化救済事業を調査していた小河滋次郎であり、その調査の成果もまじえ、より精緻な「浮浪者」論をすすめていた。

小河は、『六合雑誌』に寄せた「浮浪者の取締と其救済」(1912年1月)⁽⁶⁵⁾なかで、まず第二回万国免囚保護会議で議決された「乞食・浮浪者」の三種の分類を紹介している。(一) 廢疾及び病弱者、(二) 偶発的乞食及び浮浪者、(三) 職業性乞食及び浮浪者、である。なかでも、小河はわが国では(一)と(二)、とりわけ(二)に分類されるものが少なからぬ割合を占めていると認識していたから、その提唱される対策は的確にも職業紹介と失業保険であった。しかし、(三)の「自ら好んで浮浪乞食を為すが如き者」には、「終身監禁」のもとでの「強制労働」の採用を唱へた。しかも、絶対数において少ないはずのかれらへの対処策として、スイスの刑法草案を下敷きにした保安処分の体系、強制労働施設論などが強調され、職業紹介と失業保険の課題の方は、しだいに後景に退いてこの論稿は結ばれているのであった。大逆事件以後の「浮浪者」問題論の特徴は、わずかながらも小河によって触れられていた失業保険論が置き去りにされ、保安処分論にのみ傾斜していったことだといえる。

留岡幸助にとつても大逆事件は、「明治年代の一大凶事たり、且つ近代の大事件として、人心を戦慄せしめたる逆徒問題」⁽⁶⁶⁾であった。かれに、大逆事件と「浮浪者」問題を直接かかわらせて論じたものは見当たらないが、従来の失業者対策、「浮浪者」対策として強調していた労働紹介・失業金庫論(1905年11月)⁽⁶⁷⁾はこの頃には影をひそめ、1911年3月の「浮浪徒問題」と題する講演では、やはりスイスなどの「強制労役場」や拘禁的「農業植民地」の紹介にすべてが費やされている。その後、留岡の「浮浪者」論の集大成といえる「浮浪者の処分」(『人道』第120号、1915年4月、呼称が「浮浪徒」から「浮浪者」に変化⁽⁶⁸⁾)では、さきの小河と同様な考えから「浮浪者」を以下のように分類している。

まず、大別して(一) 偶発的浮浪者と(二) 常習的浮浪者とするが、つぎのようなより詳細な区分も掲げてい

る。

第一、經濟上より起こる浮浪者

(い) 失業による者

(ろ) 生計困難による者

第二、其浮浪天性により出づる者、常に浮浪することを愛好して一定の場所に居住せざる者

第三、浮浪を余儀なくされたる偶発的浮浪者

第四、老衰、廢疾、不具、慢性の疾患、精神病者等⁽⁶⁹⁾

論全体の骨子は、一つに浮浪者と犯罪者は「社会の安寧秩序」を攪乱するものであるから、この問題は「刑事上、或は社会問題上」よりみてきわめて重要であり、二つに、その「処分」としては、警察の取締では効果がなく、「強制労役場」を設置すべきだという点にある。うゑに引いたように、せつかく第一に「經濟上より起こる」問題を挙げながらも、その具体的対策にふれることはなく、ここでも主として第二の職業的・常習的浮浪者を対象とする「強制労役場」の設置が強調されることになった。

都市民衆騒擾の深化と大逆事件の発生という時代の影が、その恐怖の幻想が、救済事業の世界をも支配していたのであった。

さて最後に、本稿の序で若干ふれた「浮浪」の一般的概念との関係でみれば、ひとまずつぎのようにまとめることができるだろう。近代にはいつて、アノミーを想起する「流動」と「住居または生業」の喪失がつよく結合されて観念されるようになった。そのことを法的に表現したのが、一般に浮浪罪と称された警察犯処罰令で、「一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」と定義されている。しかも、明治期に限らず、おそらく近代社会はその住居と生業をきわめて狭く解釈する。木賃宿は住居ではなく、人足業は生業でない、というように。大雑把に言えば、当時大量に生み出された都市貧民の底辺層は、こうして浮浪者という範疇に一举に封じ込まれたのである。その範疇のなかで失業問題は融解し、あらためてそこから失業問題を抽出することは困難をきわめた。明治末期における「浮浪者」問題とは、社会のなかの「ミアズマ」のごとく危険視され忌避された「常習的」浮浪者というフィルターを通して接近した、あるいはそれではしか接近できなかった都市貧民問題であるといえることができる。

注

- (1) 橋川文三「地方改良運動の政治理念」同『柳田国男論集成』作品社、2002年、278-279頁。初出は、児玉幸多他編『地方史の思想と視点』柏書房、1976年。また橋川は、この時期が近代史上にもつ重要性について、別のところで「敗戦までの日本の近代史を前後に展望することのできる峠」（『地方史研究』第83号、1966年10月、18頁）にあたと表現している。従来の社会事業史研究においてこうした時代認識や問題意識はきわめて希薄だといわざるをえない。
- (2) 同上、279頁。
- (3) 大町健「日本古代の浮浪概念」『日本歴史』第641号（吉川弘文館、2001年10月）による。
- (4) 明治末・大正初頭期の「浮浪者」問題を論じた社会事業史研究は見当たらない。ただ、本稿でものちに取り上げることになる鈴木文治の浮浪人に関する実地調査とそのルポルタージュや浮浪人研究会については、室田保夫「社会事業史における鈴木文治」（『高野山大学論叢』第16巻、1981年、195頁以降）がある。また浮浪人研究会については、吉田久一『近代日本仏教社会史研究』（吉川弘文館、1964年）でも簡単に紹介されているが、そこで「浮浪人とは下級労働者及び救済事業の対象も含んでいる」（468頁）とされている。
- (5) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』東京大学出版会、1955年、108頁以降。
- (6) 隅谷三喜男『日本の労働問題』東京大学出版会、1967年、55頁。
- (7) 津田真徴『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房、1973年、85頁。
- (8) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年、186頁。
- (9) 宮地正人「日露前後の社会と民衆」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史第6巻 日本帝国主義の形成』東京大学出版会、1970年、131頁以降。
- (10) 筆者はかつて、ここでいう「都市貧民問題」の一環としての「貧民施療問題」について、「開業医制の確立と救済事業（上）」・「同（下）」『同志社社会福祉学』第4、5号（1990年12月、1991年12月）で検討している。
- (11) 「戦争が生める窮民（三）」『平民新聞』第27号（1904年5月17日）。4月1日から同月25日までの間に100人以上の行旅病人が養育院に収容されたという。『養育院八十年史』東京都養育院（1953年）・東京都養育院編『養育院百年史』東京都（1972年）の入院者統計によっても1903年からの行旅病人の急増ぶりは明らかである。
- (12) 留岡幸助「戦時と下層社会」『警察協会雑誌』第49号（1904年6月）、同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第2巻、同朋舎（1979年）69頁。以下、同著作集を『著作集』と略記。なお、同じ問題について『平民新聞』第23号の「戦争が生める窮民」には、「軍人の家族救済に熱中せる諸君よ、請ふ此の種の窮民に向ても同情の涙を垂れよ軍人の家族も彼等も同じく之れ戦争の影響にて衣食に窮するに至りしものなれば、一にして救はざるべからざるものとせば、他も亦救はざるべからざるものたることに留意せよ」とある。
- (13) 留岡、同上。
- (14) 西川光二郎「日露戦争より大事なり」『光』第1巻2号（1905年）。
- (15) 全国レベルでの都市集中は、都市人口（1万人以上）の全人口比が、1904年で18.5パーセント、1908年に21.6パーセントとなる（橋本哲哉「都市化と民衆運動」『岩波講座日本歴史17 近代4』岩波書店、1976年、312頁）。
- (16) 以上、東京市の人口統計は『第十四回東京市統計年表』東京市（1917年）による。
- (17) 石川天涯『東京学』（1910年）、石塚裕道『東京の社会経済史』紀国屋書店、1977年、103頁。
- (18) 前掲『第十四回東京市統計年表』。
- (19) 内務省細民調査の「細民」の基準（『細民調査統計表摘要』内務省地方局、1912年、巻末の「記入心得」）。東京市調査は、これと同一の基準で実施された。
- (20) 「細民概数」は『慈善』第3篇2号、人口は「東京市市勢調査」（1908年）による。
- (21) 横山源之助「貧街十五年間の移動」『太陽』1912年2月号、林英夫編『近代民衆の記録』第4巻、新人物往来社（1971年）30頁。
- (22) 賀川豊彦『貧民心理の研究』（1915年）、賀川豊彦全集刊行会編『賀川豊彦全集 第八巻』キリスト教新聞社、1962年、206頁。
- (23) また、東京養育院編、前掲『養育院百年史』の本文（100頁）で、1896（明治29）年頃以降「全体的数の増加とともに行旅病人が増えていること、また幼童及び女性の割合が、しだいに増えつつあることが目立っている」と解説している。
- (24) 無髯子「田中太郎」行旅病人に就ての研究（其二）、同上『養育院百年史』103頁。
- (25) 隅谷、前掲『日本の労働問題』74頁以降。
- (26) 鈴木文治「浮浪人の状態に就て」『慈善』第2篇4号（1911年4月）85頁以降。
- (27) 沼波政憲「東京の浮浪人に就て」『救済研究』第3巻2号（1915年2月）90頁。なお「軽子」と「立ん坊」の別は、前者がかれらの自称、後者が他称との説がある。また大阪では、「鼻引」よりも「先曳」が一般的な呼称だとされている（村島婦之『ドン底生活』文雅堂、1918年、205-206頁）。
- (28) 鈴木、前掲「浮浪人の状態に就て」及び沼波、同上。
- (29) 逸鳩生「土工の姐御」『新公論』1912年1月号、64頁。
- (30) 鈴木、前掲、及び沼波、前掲。
- (31) 横山源之助『日本の下層社会』1899年、岩波文庫版（1949年）29-30頁。
- (32) 同上、28頁以降、及び津田、前掲『日本の都市下層社会』150頁。
- (33) 津田、同上、151頁。
- (34) 渡辺信一『日本農村人口論』、1933年、88頁、及び津田、同上、16頁。
- (35) 『東京朝日新聞』1910年10月17日付、参照。
- (36) 当時の東京の木賃宿止宿料金は、雑居部屋で1泊7銭から8銭（『細民調査統計表』内務省（1912年）の「木賃宿戸別調査」14頁）。
- (37) 鈴木文治「浮浪人の一日」（「東京浮浪人生活 28」）『東京朝日新聞』1911年2月1日付。同記事は、総同盟五十年史刊行委員会編『総同盟五十年史』第1巻、同会（1964年）に収録されている（927-928頁）。
- (38) 前掲『細民調査統計表』のうち「職工家庭調査」36頁。
- (39) 同上、26頁。
- (40) 沼波、前掲「東京の浮浪人に就て」91頁。
- (41) 横山、前掲『日本の下層社会』33-34頁。
- (42) 鈴木文治「運命に呪われた男」（「東京浮浪人生活 22」）（19

- 11年1月14日)、総同盟五十年史刊行委員会編、前掲書、920頁。鈴木は同記事のはじめに、「立ん坊があんなに書けるものではない。恐らく君(鈴木)の捏造だろうと詰問的に遣つて来るものもあるが、事実要吉[立ん坊の仮名]に相違ない。僕は唯多少加筆をしたに過ぎぬ」と記している。また事実かどうかは別にしても、こうした方法を用いたこと自体に意義が認められる。
- (43) 鈴木文治「立ん坊日記」(「東京浮浪人生活 17」(1911年1月9日)、総同盟五十年史刊行委員会編、前掲書、915頁。
- (44) 村島、前掲『ドン底生活』、205頁。
- (45) 「木賃宿戸別調査」、注(36)参照。
- (46) 鈴木文治、前掲「立ん坊日記」から「食を求めて得ず」(「東京浮浪人生活 21」)までの記事(総同盟五十年史刊行委員会編、前掲書、915-920頁)により作成。
- (47) 村島、前掲『ドン底生活』、207頁。
- (48) 第二回内務省細民調査の結果により「力役者」の独身のものを基準とし、平均月収14.5円を30日で除した(津田、前掲『日本の都市下層社会』、92頁)。
- (49) 鈴木文治「労働者日記」『六合雑誌』327号(1912年1月)77頁。引用文中「なかなか」は、原文では「なか」と反復を表わす記号文字である。
- (50) 鈴木、前掲「東京浮浪人生活」(1911年2月5日)、932頁。八浜徳三郎のほぼ同時期の調査では、土方人足・工場人足は1日賃金50銭で、請負師が3、4銭、つぎの親方が2、3銭を収取し、賃金は1割ないし2割減少するとしている(八浜『下層社会の研究』文雅堂、1910年、60頁)。また、日雇層の労働と生活については、宮地、前掲書でも検討されている(184-186頁、201頁以降)。
- (51) 内務省地方局『社会事業一覧』同局(1918年)29頁以降。なお、同書が掲げている東京基督教青年会人事相談部(職業紹介事業のみ)は、やや性格が異なるため、ここでは省略している。
- (52) 宮地、前掲書(186頁以降)、中村正則他「日本帝国主義と人民」『歴史学研究』第327号(1967年8月)などを参照。
- (53) 長尾長八「浮浪者の取締の一斑并に下級労働者の現況」『救済研究』第2巻9号、1914年、52頁。
- (54) 以下、渡辺干城「職業奨励会の経営に就て」『慈善』第2巻4号、1911年4月、56頁以降。なお、以下の(一)~(三)の他、(四)として「社会の生産力」の増減にかかわる存在でもあると述べている。
- (55) 留岡幸助「浮浪徒と失業者」(『人道』第7号、1905年11月)『著作集』第2巻、178頁。
- (56) たとえば、中央慈善協会幹事長・久米金弥「無料宿泊所落成式式辞」『慈善』第1巻第3号、1910年3月、85頁。また、後述の小河滋次郎も同様の表現を用いて論じている。
- (57) たとえば、原胤昭編『救済事業調査要項』中央慈善協会、1911年、50頁。
- (58) たとえば、留岡、前掲「浮浪徒と失業者」『著作集』第2巻、177頁。
- (59) 留岡、前掲「戦時と下層社会」、『著作集』第2巻、69頁以降。
- (60) 以下、留岡、前掲「浮浪徒と失業者」、『著作集』第2巻、177頁以降。なお、この時(1905年)、留岡によれば、全国の「浮浪徒」は2万人以上、失業者は70万人としている。
- (61) 大逆事件については、梶山雅史「明治末期の徳育論議」『季刊日本思想史』第7号、1978年、参照。
- (62) 以上、桑田熊蔵「所感」『慈善』第2巻4号、1911年4月、93頁。
- (63) 沼波政憲「浮浪人研究」『救済』第1巻1号(1911年8月)、吉田久一『日本近代仏教社会史研究』468頁。以下の教諭師としての沼波については、吉田、同書、547頁以降、及び絲屋寿雄『増補改訂 大逆事件』三一書房、1970年、190頁、277頁、参照。
- (64) 小河滋次郎「浮浪者の取締と其救済」『六合雑誌』第381号、1912年10月、5-6頁。
- (65) 同上。
- (66) 留岡幸助「国家安泰の道」『人道』第70号(1911年2月)、『著作集』第3巻、86頁。
- (67) 留岡、前掲「浮浪徒と失業者」、『著作集』第2巻、177頁。
- (68) 留岡幸助「浮浪者の処分」『人道』第120号(1915年4月)、『著作集』第3巻、349頁以降。
- (69) 同上、352頁。

The Definition and Discussion of the “Vagrant” Issue in the late Meiji era

NAKANISHI Yoshio

In the late Meiji era when the Meiji government was experiencing a serious administrative crisis, leaders of the Reformatory-Relief Work were engaged in discussions on the issue of “vagrants”. This paper examines the leaders’ discussion points within the framework of the “vagrant” issue, and compares them with the actual circumstances of the lower social stratum at that time. This study is in an attempt to clarify characteristics and features of the “vagrant” issue in the context of one of the largest political agenda, the “issues of urban poverty”.

From this point of view, firstly, summarized is the growing number of unemployed in the urban lower social stratum, as well as enlargement of the lower social stratum through considerable population influx. Secondly, described is the reality of life of “vagrants” by pointing out two main groups whom the Reformatory-Relief Work leaders considered as “vagrants”, such as the core part of the “poverty” in the lower social stratum and day-workers who led rioting. Lastly, an analyzation was made of the logical structure of the “vagrant” issue argued by the number of representative disputants.

From the above, concluded is that the “vagrant” issue was a new “issue of urban poverty” by trying to approach and interpret “vagrants” in terms of the conventional “occupational and habitual” vagrants. This perspective of the “vagrant” issue created the logic for emphasizing social defense rather than measures against unemployment.